



平成26年10月15日

深谷市長 小島 進 様

深谷市公共下水道事業運営審議会
会長 栗原 宏



深谷市公共下水道使用料の改定等について（答申）

平成26年6月10日付け深下発第108号にて諮問のあった事項について、
本審議会において慎重に審議した結果、別紙のとおり結論を得たので答申する。

《別紙》

答 申 書

平成26年10月15日

深谷市公共下水道事業運営審議会

はじめに

下水道は、汚水の速やかな処理による生活環境の向上や河川など公共用水域の水質保全と、降雨時の雨水の速やかな排除による市街地浸水防除など、我々が快適な生活を送る上で欠くことのできない重要な都市基盤の一つである。

一方で下水道の基盤整備は、下水処理場の建設や管路の敷設など多額な費用を要する事業でもある。

深谷市の下水道事業は、昭和60年に供用開始して以来、平成18年の1市3町の合併に伴う事業統合を経て現在に至るまで、下水道区域の拡大に努めてきており、平成25年度末までで約7万人の市民が使用している状況である。

これまでは、当初計画に基づき、下水道管の整備や浄化センターの建設・更新などの事業を中心に推進してきており、今後も、事業認可区域内の整備が予定されている。

下水道事業の運営は、地方財政法上の公営企業と位置付けられており、その事業収入によって経費を賄う「独立採算の原則」の下で実施していくこととされている。深谷市下水道事業においては、平成24年4月に地方公営企業法全部適用により地方公営企業へ移行し、経営状況の把握・健全化に努めているところであるが、その経営状況は、これまで、利用者の負担軽減のため、経営的観点による収入の見直しを行っておらず、収入の不足を一般会計に大きく依存してきている状況である。

今後は、人口減少や節水型社会の進展などにより、有収水量の大きな伸びが予測できないことに加え、下水道管の整備や経年による老朽施設の更新など経費の増加が見込まれる中においては、下水道事業経営の改善、特に収入面の見直しが急務となっている。

本審議会は、下水道事業の経営改善に向けた下水道使用料の改定等について、「雨水公費・汚水私費」の原則に基づき、受益と負担の観点、現在の経営状況や他市事例などを参考に検討と審議を行った結果、次のような結論を得たので答申するものである。

1. 下水道使用料について

(1) 市内使用料体系の統一

現在の使用料体系は、旧市町ごとの区域それぞれの体系となっている。各区域により、「単独公共下水道」と「流域公共下水道」という違いはあるものの、「汚水処理」という同一のサービスに対しては、負担も同一であるべきであることから、料金改定に際しては、居住地により負担の相違が無いよう、市内使用料体系を統一する。

(2) 汚水処理原価を基準とした使用料改定

現在の下水道使用料収入は、汚水処理経費に対して4割程度しか回収できておらず、不足分を一般会計に依存している状況である。「汚水私費」の原則に従い、汚水処理原価を基準とし、独立採算が保たれるよう、また、受益と負担の公平性の観点から、一般会計からの収入面での依存が無くなるよう使用料の改定を行う。

改定の基準とすべき汚水処理原価については、現在216円/m³程度の経費を要しているものの、今後の下水道整備や人口減、水洗化率などを踏まえた流入水量の将来予測を行った結果、現計画区域内の整備完了時点で175円/m³の予測が立つことから、汚水処理に係る経費回収率100%を目指し、使用料単価175円/m³に向け改定を行う。

(3) 基本使用料の上限水量の廃止

現在、安定的な使用料収入確保の観点から、使用水量2ヶ月20m³を上限として同額となっている基本使用料について、節水に努めている方や単身世帯など低水量使用者への配慮から、基本使用料の上限水量を廃止する。

(4) 逡増型累進制の採用

使用料体系の設定に当たっては、節水意識の高揚を図るため、標準的使用者（使用水量40～100m³/2ヶ月）を基準として、逡増型累進制を採用する。ただし、負担の公平性の観点から、一部の使用者への極端な負担増とならないよう配慮する。

2. 下水道事業受益者負担金について

下水道事業受益者負担金は、旧市町それぞれの計画区域内の事業費などを根拠として算定した単価にて賦課・徴収を行っている。

下水道事業費の一部として徴収する負担金については、下水道使用料の考え方と同様に、負担の公平性の観点から単価の統一が必要と考えるが、単価算定の根拠となっている区域内の下水道管整備については、現在もまだ整備途中であることから、現段階で改定を行うことは、同条件地域における負担金額に差異が生じてしまうこととなる。

については、新たな事業費の算定を行う次回事業認可拡大を行う際に、負担金単価の改定及び市内の単価統一について検討を行うこととする。

3. 付帯意見

(1) 下水道使用料改定について

- ア. 利用者の急激な負担増とならないよう、今後10年のうちに、2～3年程度の間隔をもって段階的に行うこととする。
- イ. 賦課に係る検針等の固定費については、基本料金として転嫁する。
- ウ. 汚水処理原価の推移により、適宜使用料の見直しを行っていく。

(2) 受益者負担金改定について

- ア. 単価の改定に当たっては、市内（各負担区）統一の算定方法によることとする。

(3) その他事項について

- ア. 汚水処理経費の削減対策や、下水道への接続促進活動をはじめとする使用料収入の確保など、経営改善に向け引き続き努力をしていく。
- イ. 使用料や負担金の改定に当たっては、市民の負担増を伴うものであるため、十分な周知及び説明を行う。

おわりに

本審議会は、市長からの諮問を受け、経営改善に向け独立採算の原則に重点を置き、負担の公平性の観点から慎重に審議を行い、以上の結論を答申とした。

本審議会答申は、下水道事業の経営改善に向け、今後行っていくべき基本的事項を提示したものであり、下水道使用料などの具体的な改定案や時期については、本審議会答申の趣旨を踏まえ、市長及び議会において慎重に決定されるよう期待するものとした。

下水道は、先に述べたように重要な都市基盤の1つである。その下水道事業が安定的な経営を確保していくために、これまでのように、一般会計に過度に依存していくのではなく、独立採算の原則に重点を置き、公営企業として自立していく経営態度を示し、使用者である市民の理解と協力を得ながら事業を推進していくことを期待する。

深谷市公共下水道事業運営審議会委員

会 長	栗 原 宏 義	学識経験者
副会長	小 林 賢一郎	公認会計士
委 員	峯 岸 榮 子	受益者
委 員	高 田 清 美	
委 員	清 水 淑 子	
委 員	戸 谷 幸 雄	
委 員	若 林 博	
委 員	夏 神 朋 行	
委 員	新 島 博	
委 員	大久保 勝 子	
委 員	大 野 隆 宏	
委 員	田 島 秀 郎	
委 員	倉 上 育 与	
委 員	塚 原 昇	
委 員	村 岡 彰	
委 員	及 川 亜矢子	
委 員	荒 山 周	

深谷市公共下水道事業運営審議会 審議経過

	開催日及び会場	内容
第1回	平成26年6月10日(火) 深谷公民館2階中会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱、正副会長選出 ・下水道事業の概要 ・深谷市の下水道事業
第2回	平成26年7月15日(火) 上柴公民館大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料について
第3回	平成26年8月26日(火) 花園公民館2階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料について ・受益者負担金について
第4回	平成26年9月19日(金) 深谷市浄化センター大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担金について ・答申案について

